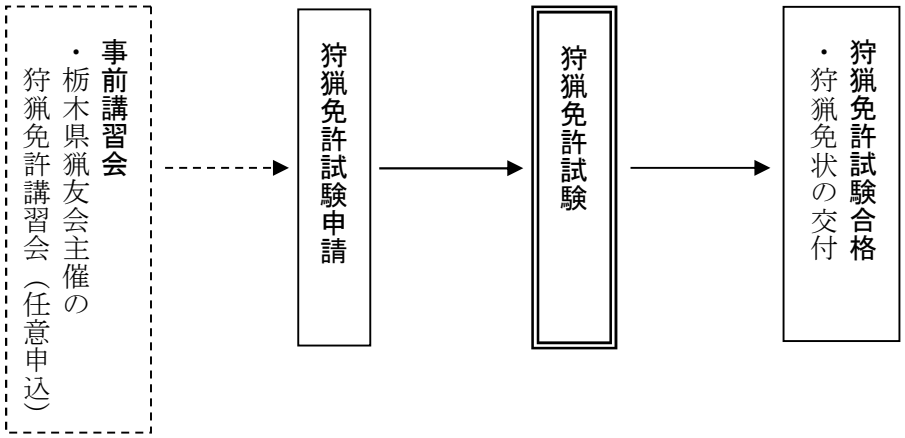
令和８(2026)年度狩猟免許試験について

１　日時、場所及び受付期間

	日　　時	場　　所	免許の種類	定員	申請書 受付期間
第 １ 回	７月 26 日(日) 午前９時 30 分 から	県芳賀庁舎 真岡市荒町 116-1	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	50 名	７月６日 ～ ７月 16 日
		県那須庁舎 大田原市本町 2-2828-4	わな猟免許 第一種銃猟免許	60 名	
		県安蘇庁舎 佐野市堀米町 607	わな猟免許 第一種銃猟免許	50 名	
第 ２ 回	８月 29 日(土) 午前９時 30 分 から	日光市大沢公民館 日光市大沢町 809-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	25 名	８月７日 ～ ８月 19 日
		塩谷町生涯学習センター 塩谷町大字船生 989-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	25 名	
第 ３ 回	10 月 16 日(金) 午前９時 30 分 から	県上都賀庁舎 鹿沼市今宮町 1664-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	35 名	９月 25 日 ～ 10 月６日
		県安蘇庁舎 佐野市堀米町 607	わな猟免許 第一種銃猟免許	50 名	
第 ４ 回	11 月 29 日(日) 午前９時 30 分 から	県芳賀庁舎 真岡市荒町 116-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	50 名	11 月９日 ～ 11 月 19 日
		県那須庁舎 大田原市本町 2-2828-4	わな猟免許 第一種銃猟免許	60 名	
		矢板市生涯学習館 矢板市矢板 106-2	わな猟免許 第一種銃猟免許	25 名	

２　狩猟免許取得までの流れ



栃木県自然環境課作成

3　試験の内容

試験科目	内　　容
知識試験	①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識（共通） ②猟具に関する知識（免許種類別） ③鳥獣に関する知識（免許種類別） ④鳥獣の保護及び管理に関する知識（共通）
適性試験	視力・聴力・運動能力
技能試験	①猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） ②猟具の架設（第一種、第二種銃猟免許を除く。） ③猟具の取扱い（網猟免許及びわな猟免許を除く。） ④鳥獣の判別 ⑤距離の目測（網猟免許及びわな猟免許を除く。）

※　試験当日において他の種類の狩猟免許を受けている方については、知識試験のうち一部（猟具に関する知識を除く。）が免除になります。

※　試験は、知識試験及び適性試験を技能試験の前に行い、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった場合、技能試験は行いません。

4　受験資格

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、狩猟免許試験を受けることができません。

(1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては 20 歳にそれぞれ満たない者

(2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)～(3)に該当する者を除く）

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

(6) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者

5　受験手続

(1) 提出書類等

手数料	試験手数料は以下のとおりです。 ①　他の種類の狩猟免許を受けている者（一部免除者）　3,900 円 ②　①以外の者　5,200 円 支払いは、ＰＯＳレジ、電子収納のいずれかにより行ってください。これらによる支払いが難しい場合は、申請先の各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所に事前に確認してください。その他の支払方法の詳細は、栃木県のホームページに掲載しています。
写真１枚	申請日前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 ㎝、横 2.4 ㎝のもの ※裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください
住民票抄本	マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。 ※複写、コピーしたものは不可
銃の所持許可証の写し	※銃の所持許可を現に受けている者のみ

医師の診断書	以下のいずれにも該当しないことを証明する医師の診断書（申請日前３ヶ月以内のもの） ①　精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 《環境省令で定める病気》 ・統合失調症 ・そううつ病（そう病及びうつ病を含む。） ・てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。） ・その他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気 ②　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 ③　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（①又は②に該当する者を除く） 診断書の参考様式は栃木県のホームページに掲載しています。 （https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyou/shizen/documents/shindansho.pdf） ※銃の所持許可証の写しを提出する方は提出不要です。
狩猟免状交付方法の希望について	窓口交付、あるいは郵送（簡易書留）のうち、希望する交付方法に丸をつけて提出してください。また、郵送による交付を希望する場合、返信用封筒に送付先の住所を記載し、切手を添付して提出してください。 なお、狩猟免状には個人情報を含むため、原則簡易書留で送付いたします。

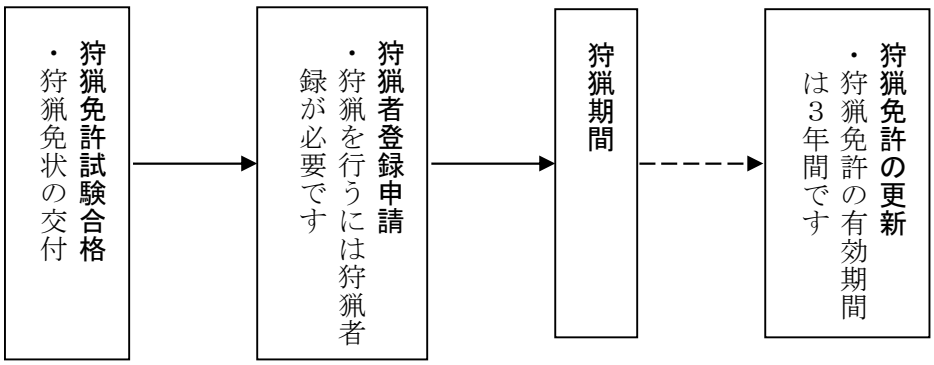
(2) 申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する下記事務所へ直接申請してください。

事務所名	所在地・電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境企画課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 ℡0288-21-1180	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境企画課 （県芳賀庁舎）	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 ℡0285-81-9001	宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境企画課 （県那須庁舎）	〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 ℡0287-23-6363	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境企画課 （県安蘇庁舎）	〒327-8503 佐野市堀米町 607 ℡0283-23-1441	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町

矢板森林管理事務所 管理課 （県塩谷庁舎）	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 ℡0287-43-1290	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町

６　狩猟免許を取得した後の流れ



７　その他

この試験についての問い合わせ先（申請事務所でも可能です）
栃木県環境森林部自然環境課野生生物・鳥獣対策班　℡028-623-3261
〒320-8501　宇都宮市塙田 1-1-20

一般社団法人栃木県猟友会　℡028-611-1526
〒320-0051　宇都宮市上戸祭町 60 番地１　栃木防災（株）２階

栃木県自然環境課作成